

令和元年度 北部広域市町村圏事務組合公立大学法人名桜大学地域貢献活動等支援金のご案内

名桜大学の設立団体である北部広域市町村圏事務組合では、将来における産学官連携の芽を育てるため、名桜大学生が主体的に行う正課外による、北部地域における地域振興、教育振興、人材育成及び定住促進を図るための活動を支援します。

■支援の要件

1. 対象：名桜大学の学生3名以上及び引率教職員で構成する団体。
2. 対象活動：学生が北部12市町村の地域団体（自治体、商工会、観光協会、教育委員会等）と連携・協働して実施する次にあげるいずれかの活動で、一定の成果を見込めるもの。
 1. 観光振興や特産品開発等の産業振興等に資する活動
 2. 地域の健康増進や教育振興等に資する活動
 3. 地域への移住や定住促進等に資する活動
 4. その他、地域の課題解決や活性化に資する活動

ただし、以下の活動は対象外とします。

1. 政治団体又は宗教的活動を目的とするもの
2. その他理事長が適当でないと認めるもの

※ 地域団体とは、北部地域の一定の区域を基盤とし、地域に根差した活動をしていること。規約や代表者を決めているものになります。

■申請募集期間

ホームページ掲示の日～令和元年6月7日（金）17:00

■支援経費の対象となる実施期間

支援の決定を受けた日～令和2年3月6日（金）

■支援金額・支援対象経費

1. 支援額は、予算の範囲内において1団体につき30万円以内。
2. 支援対象経費は、名桜大学から主たる活動地までの公共交通費、謝金、宿泊費、会場費、印刷製本費、消耗品費、役務費、保険料。（※飲食費は対象外。※消耗品費（機器等備品を含む）は申請額の15%を超えない範囲。）
3. 同一の団体及び活動に対して交付する支援金は2年を限度（平成28年度の申請分よりカウント）としますが、活動から得られた課題の解決に対する申請については、継続申請を可能とします。
4. 申請が2年を超える同一の団体であっても、活動内容または地域が異なる申請については、新規の申請とみなし申請を可能とします。
5. 申請件数が多い場合は、新規申請を優先します。

■申請方法

申請者は、支援金交付申請書類一式（申請書、参加名簿、活動計画書、収支予算書、連携協議書）を募集期間内に提出してください。

■支援の決定

北部広域市町村圏事務組合理事長より、支援金交付決定通知書にて申請者に通知します。

■実施報告書の提出

支援金の申請者は、活動終了後10日以内に活動実施報告書類一式（活動報告書、収支計算書）を提出してください。

■支援金の交付（後払い）

上記の実施報告書提出してください。内容を精査後、支援金交付額を確定し、支援金交付額確定通知にて通知します。その後、支援金交付請求書を提出してください。請求書に基づき指定口座へ支援金を振り込みます。

※概算払いを希望の場合は、本請求書の提出は必要ありません。

■概算払い（前払い）

支援金の前払いを希望の場合は、支援金決定通知後、概算払請求書を提出してください。決定通知書に記載された額の範囲で交付します。（※過払いがあった場合は返還を求めます。）

■申請書類等入手方法・提出先・その他

1. 申請書類等様式の入手方法は、名桜大学HPまたはイチダースネット（北部広域のHP）よりダウンロードし、Wordにて作成してください。
2. 提出先は、名桜大学地域連携課窓口へ。同窓口を経由して北部広域市町村圏事務組合へ提出されます。
3. 申請内容について不明な箇所がある場合、申請者を事務局へ招聘しヒアリングを行います。
4. 優れた活動には名桜大学と広域で開催する行政懇談会にて発表をお願いする場合があります。また、全体活動報告会も予定しています。

本件に関する問合せ： 北部広域市町村圏事務組合 広域振興課広域振興係 饒波（のは）

T E L : 0980-52-7049 F A X : 0980-54-1619 E m a i l : shinkou@yanbaru-oki.jp